# 「学校いじめ防止基本方針」

秋田県立大館桂高等学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的方針

#### (根本的な考え方)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれ恐れのある、決して許されない行為である。

本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対するいじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めさせ、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢を育むための対策を行う。

## (学校・職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができるように、全職員が当事者意識を持って保護者等関係者との連携を図りながら、学校全体で組織的にいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、些細な兆候でもいじめが疑われる場合は、適切かつ速やかに対処し、再発の防止にも努める。

## 2 いじめの防止等対策の基本事項

- I 基本姿勢
- (1) 学校でのいじめの防止
  - ① 重点方針のひとつに「いじめの根絶」を掲げ、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめを見過ごさない事に組織的に取り組む。
  - ② 生徒の豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を養うため、 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
  - ③ 学校と家庭、地域住民、関係機関等との連携強化を図りながら、いじめ 防止に向けて生徒が自主的に行う生徒会活動等への支援を行う。
  - ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動に努める。

#### (2) いじめ早期発見のための対策

- ① いじめ等被害実態調査等
  - 早期にいじめを発見するため、在校生等に対する定期的調査を次のように実施する。
  - A 生徒対象いじめ等被害実態アンケート調査 年2回(7月、12月)
  - B 保護者対象いじめ等被害実態アンケート調査 年2回 (7月、12月)
  - C 教育相談等を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

年2回(6月・11月)

- ② いじめに係る相談への対応
  - 生徒及び保護者がいじめに係る相談ができるように次の活用を行う。
  - A スクールカウンセラーの活用
  - B 教育相談窓口の活用
- ③ いじめの防止等に関する教職員の資質向上

いじめの防止等対策に関する研修を研修部年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等への職員の資質向上を図る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの防止対策

発信情報の広範囲への流通性、発信者の匿名性、その他インターネットで送信される情報の特性を踏まえて、生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、情報モラル研修会等を通じた啓発活動を行う。

## Ⅱ いじめ防止等に関する事項

(1) いじめの防止等対策のための校内組織の活用

いじめの防止等を実効的に行うために、生徒指導部会、教育相談委員会を活用して次の活動を行う。

### <活 動>

- ① いじめの早期発見に関すること (アンケート調査、教育相談等)
- ② いじめ防止体制に関すること。
- **③** いじめ事案への対応に関すること。
- ④ いじめが人権を侵害し心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

### (2) いじめに対する対応

- ① いじめ事案への相談を受けた場合、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合には、いじめを直ちにやめさせ、その 再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめ を行った生徒への指導とその保護者への指導・助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心した環境で教育を受けるためへの配慮が必要と認められるときは、保護者等と連携を図り適切な対応をとる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように配慮し、いじめ 事案に係る情報は、関係する保護者と共有を図る。
- ① 犯罪行為が考えられるいじめについては、高校教育課及び所轄警察署等と連携して対処する。

#### Ⅲ 重大事案への対処

生命・心身又は財産等に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときや、相当の期間学校を欠席することが考えられる場合には、次の対処を行う。

- (1) 重大事態の発生を、高校教育課に速やかに報告する。
- (2) 高校教育課と協議の上、当該事案に対処する体制を取る。
- (3) II-(1) の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係 その他の必要な情報を「秋田県個人情報保護条例」等に十分留意した上で、 適時、適切な方法で提供する。

### IV 学校評価における留意事項

いじめの防止等に関する取り組みの評価が、その有無や多寡についてのみ行われるのではなく、日頃からの組織的な取組や発生した問題への対応の適切さなどが適正に評価されるよう留意する。